

◎地域再生法の一部を改正する法律案新旧対照表
 ○地域再生法(平成十七年法律第二十四号)(抄)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(地域再生計画の認定) 第五条 [略] 2・3 [略] 4 第二項第二号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。 一〇四 [略] 五 地方活力向上地域(東京都の特別区の存する地域(第十七条の二第一項第一号において「特別区地域」という。))以外の地域であつて、当該地域の活力の向上を図ることが必要なものをいう。以下同じ。)において、本店又は主たる事務所その他の地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資するものとして内閣府令で定める業務施設(工場を除く。以下「特定業務施設」という。)を整備する事業(以下「地方活力向上地域特定業務施設整備事業」という。)に関する事項 六〇十四 [略] 五〇十九 [略]</p>	<p>(地域再生計画の認定) 第五条 [略] 2・3 [略] 4 第二項第二号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。 一〇四 [略] 五 地方活力向上地域(産業及び人口の過度の集中を防止する必要がある地域及びその周辺の地域であつて政令で定めるもの(第十七条の二第一項第一号において「集中地域」という。))以外の地域であり、かつ、当該地域の活力の向上を図ることが特に必要な地域をいう。以下同じ。)において、本店又は主たる事務所その他の地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資するものとして内閣府令で定める業務施設(工場を除く。以下「特定業務施設」という。)を整備する事業(以下「地方活力向上地域特定業務施設整備事業」という。)に関する事項 六〇十四 [略] 五〇十九 [略]</p>

<p>(地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定等)</p> <p>第十七条の二 都道府県が作成した地域再生計画(地方活力向上地域特定業務施設整備事業が記載されたものに限る。)が第五条第十六項の認定を受けたときは、当該認定の日以後は、地方活力向上地域特定業務施設整備事業であつて次に掲げるものを実施する個人事業者又は法人は、内閣府令で定めるところにより、当該地方活力向上地域特定業務施設整備事業の実施に関する計画(以下この条において「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」という。)を作成し、当該地方活力向上地域特定業務施設整備計画が適当である旨の認定地方公共団体である都道府県の知事(以下この条において「認定都道府県知事」という。)の認定を申請することができる。</p> <p>一 特別区地域から特定業務施設を認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域に移転して整備する事業</p> <p>二 [略]</p> <p>2 6 [略]</p>	<p>(地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定等)</p> <p>第十七条の二 都道府県が作成した地域再生計画(地方活力向上地域特定業務施設整備事業が記載されたものに限る。)が第五条第十六項の認定を受けたときは、当該認定の日以後は、地方活力向上地域特定業務施設整備事業であつて次に掲げるものを実施する個人事業者又は法人は、内閣府令で定めるところにより、当該地方活力向上地域特定業務施設整備事業の実施に関する計画(以下この条において「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」という。)を作成し、当該地方活力向上地域特定業務施設整備計画が適当である旨の認定地方公共団体である都道府県の知事(以下この条において「認定都道府県知事」という。)の認定を申請することができる。</p> <p>一 集中地域のうち特定業務施設の集積の程度が著しく高い地域として政令で定めるものから特定業務施設を認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域に移転して整備する事業</p> <p>二 [略]</p> <p>2 6 [略]</p>
--	---